証券コード 7097 2021年10月4日

株主各位

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 株式会社さくらさくプラス 代表取締役社長 西 尾 義 隆

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し あげます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を 見合わせていただき、書面又はインターネットによる議決権行使を行っていただくこともご検討いた だきますようお願い申しあげます。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行 状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

また、株主総会会場において、適切な感染予防策を実施したうえで開催させていただきますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

書面又はインターネットによって議決権を行使いただく場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年10月25日(月曜日)午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日** 時 2021年10月26日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第4期(2020年8月1日から2021年7月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第4期(2020年8月1日から2021年7月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.sakurasakuplus.jp)に掲載させていただきます。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご出席される株主様は、マスクの着用及び消毒液の使用に、ご協力をお願い申しあげます。 また、受付前に非接触型体温計により体温を測定させていただき、体温が高い方や体調が悪いように 見受けられる方につきましては、ご入場の制限をさせていただく場合がございます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出ください。

日時

2021年**10**月**26**日(**火**曜日) **午前10時**(受付開始:午前**9**時**30**分)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年10月25日 (月曜日) 午後5時45分到着分まで



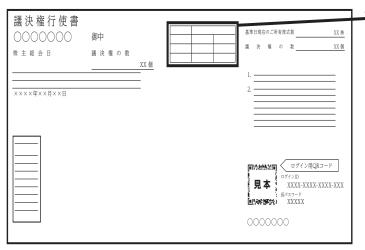
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2021年10月25日 (月曜日) 午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

>>

議案

- 全員替成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に 反対する場合
- | **貸** 」 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

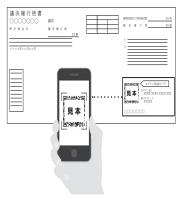
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

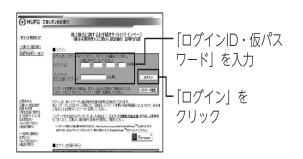
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

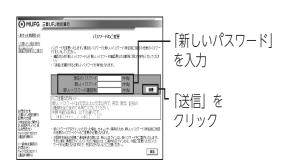
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2020年8月1日から) (2021年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、昨年5月末の緊急事態宣言解除以降、新型コロナウイルス感染防止を図りながら社会経済活動の水準を引き上げるとともに、大規模な財政出動と緩和的な金融措置により総需要の下支えが図られたことから、個人消費や輸出に持ち直しの動きがみられるなど、一部に改善の兆しもありましたが、秋以降の新規感染者数の増加を受けて、地域レベルで経済活動の制限が拡がり、本年1月には再び緊急事態宣言が発出されるなど、景気は先行き不透明なまま推移いたしました。感染症の拡大による社会経済活動への影響は業種によって大きく異なり、回復のペースもばらつきがみられ、内外経済のリスク及び金融資本市場の変動等には留意する必要がありました。

このような環境下、政府は2020年12月21日付で「新子育て安心プラン」を打ち出しました。同プランにおいては、待機児童の解消に向け2021年度から2024年度までの4年間で14万人分の保育の受け皿を整備する方針としており、同方針を背景に共働き世帯や女性の就業率は増加していくことが見込まれます。また、2021年4月時点において「こども庁」の創設を巡る政府の議論が活発になっており、政府予算のうち、子育て関連支出の国内総生産に占める割合を欧州諸国並みへ高める提言が報道されるなど、社会保障の支え手を増やし、子育てをしやすい環境をつくる保育の社会的な役割・重要性は中長期的にもますます高まることが予想されます。

株式会社さくらさくみらいを中心に子ども・子育て支援事業を展開する当社グループにおいては、厚生労働省による1994年の調査開始以来、全国の待機児童が初めて1万人を割り込むなど、認証保育所や小規模保育事業所を中心に保育需要が減少する中、依然として底堅いニーズを保つ、東京都の認可保育所を中心とした新規開設を進めてまいりました。

2021年4月には株式会社デイブレイクとの合弁で株式会社みらいパレットを設立し、同社の持つIT技術を活用して、保育園のICT化を推進するだけでなく、園が持つさまざまな情報資産を活用することで、子どもと子どもに関わる人々が自分らしい未来を描くためのサービス提供へ向け事業を開始いたしました。

また、同年6月には中学受験対策に強みを持つ学習塾の運営会社である株式会社VAMOSを子会社化し、これにより保育対象年齢から中学受験に至るまで(子どもが成長し花開くまで)を一貫してサポートする体制が整うこととなりました。同社は都内3か所で学習塾を運営していますが、当社グループの不動産開発力を活用して拠点を増やす計画にしております。

なお、当社グループの当連結会計年度における保育所の新規開設実績としましては、2021年1月1日に1施設、2021年4月1日に12施設、2021年7月1日に1施設、合計14施設の認可保育所の東京都への開設となりました。

(2021年1月開園)

さくらさくみらい下目黒 (目黒区)

(2021年4月開園)

さくらさくみらい弥生町 (中野区)

さくらさくみらい東品川(品川区)

さくらさくみらい旭町 (練馬区)

さくらさくみらい西六郷 (大田区)

さくらさくみらい三好 (江東区)

さくらさくみらい下赤塚 (板橋区)

さくらさくみらい成増 (板橋区)

さくらさくみらい西永福 (杉並区)

さくらさくみらい東仲通り(中央区)

さくらさくみらい築地 (中央区)

さくらさくみらい蔵前 (台東区)

さくらさくみらい下谷 (台東区)

(2021年7月開園)

さくらさくみらい西日暮里(荒川区)

以上の結果、当連結会計年度末時点で当社グループが営む保育施設の数は、認可保育所(東京都)67施設、認可保育所(埼玉県)1施設、認可保育所(千葉県)1施設、認可保育所(大阪府)3施設、認証保育所(東京都)1施設、小規模保育所(埼玉県)1施設の計74施設となっております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高10,004,688千円(前年同期比31.1%増)、営業利益464,890千円(同92.8%増)、経常利益1,641,816千円(同9.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益956,011千円(同2.4%増)となりました。

なお、当連結会計年度より、学習塾の運営開始により、報告セグメントの名称を従来の「保育事業」から「子ども・子育て支援事業」に変更しております。セグメント名称変更によりセグメント情報へ与える影響はありません。

当社グループは「子ども・子育て支援事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の 記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は2,245,768千円であり、その主なものは、認可保育所の開設14施設のための内装工事等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年10月28日をもって東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により総額968,049千円の資金調達を行いました。また、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,961,312千円の調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年4月26日に80%出資子会社として株式会社みらいパレットを設立いたしました。また、2021年6月11日付で、株式会社VAMOSの発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	X	分	第 1 期 (2018年7月期)	第 2 期 (2019年7月期)	第 3 期 (2020年7月期)	第 4 期 (2021年7月期) (当連結会計年度)
売	上	高 (千円)	3,244,326	5,154,037	7,629,668	10,004,688
経	常利	益 (千円)	749,011	1,395,950	1,494,961	1,641,816
親分する	会社株主に る 当 期 純	帰属 (千円) 利益 (千円)	366,795	697,515	933,804	956,011
1株	当たり当期約	屯利益	97円04銭	184円53銭	247円04銭	230円87銭
総	資	産 (千円)	3,814,118	6,543,620	8,055,712	11,382,295
純	資	産 (千円)	652,299	1,349,814	2,283,619	4,256,759
1 枚	 計当たり純	資産	172円57銭	357円09銭	604円13銭	985円13銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により第出しております。
 - 2. 当社は、2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月9日付で普通株式1株につき 300株の割合で株式分割を行っております。第1期(2018年7月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。
 - 3. 当社グループは、当連結会計年度から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第 1 期から第3 期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

	X			分	第 1 期 (2018年7月期)	第 2 期 (2019年7月期)	第 3 期 (2020年7月期)	第 4 期 (2021年7月期) (当事業年度)
営	業	収	益	(千円)	155,063	263,856	381,479	656,135
経	常	利	益	(千円)	40,149	52,965	27,677	263,062
当	期	纯 利	益	(千円)	27,774	35,447	13,991	177,817
1 梯	き当たり	当期純和	钊益		7円35銭	9円38銭	3円70銭	42円94銭
総	Ĭ	 資	産	(千円)	346,817	494,888	533,242	2,030,972
純	Ĭ		産	(千円)	313,278	348,726	362,717	1,538,086
1 ‡	朱当た	り純貨	至		82円88銭	92円26銭	95円96銭	355円96銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により第出しております。
 - 2. 当社は、2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月9日付で普通株式1株につき 300株の割合で株式分割を行っております。第1期(2018年7月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
株式会社	さくらさく	くみらい	93	3,00	4千円	100.0%	子ども・	子育	て支持	爰事業	Ė		
株式会社	さくらさくん	パワーズ	(9,00	0千円	100.0%	子ども・	子育	て支持	爰事業			
株式会社	tみらいバ	ピット	5(),00	0千円	80.0%	子ども・	子育	て支持	爰事業	Ė		
株式会	社 V A I	M O S	,	1,50	0千円	100.0%	子ども・	子育	て支持	爰事業	Ė		

- (注) 1. 2021年4月26日に、株式会社みらいパレットを設立いたしました。
 - 2. 2021年6月11日に、株式会社VAMOSの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
 - 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 継続的な人材の確保

当社グループの子ども・子育て支援事業は、事業拡大にあたって保育士・栄養士・看護師資格を有する優秀な人材等の確保が不可欠であるため、優秀な人材の確保に努めてまいります。当社グループでは、年間を通じて全国各地で新卒の採用を含めた積極的な採用活動を行うとともに、従業員社宅制度や研修制度の充実、雇用条件の向上など、働きやすい環境づくりに注力してまいります。

② ドミナント戦略の強化

当社グループは、全国的な待機児童が減少する一方で、依然として底堅いニーズを保つ都心部をターゲットとして、過去の運営実績や経験により培ったノウハウにより、収益性の高い認可保育所に特化した施設開設に注力してまいりました。当面は首都圏都心部における児童の確保に優位性があると見込まれるため、当該エリアにおける認可保育所の開設に注力していく方針であります。

③ 新規事業への進出

当社グループの主要事業及び収益源は子ども・子育て支援事業であるため、国や地方自治体の政策の変更により当社グループの業績は大きく影響を受ける可能性があります。当該状況を踏まえ、当社グループの経営の安定化を図るためにも、当社グループが保有するノウハウを活用し、政策の影響を受けない新規事業領域への進出を継続的に検討してまいります。

④ コンプライアンスの遵守

当社グループの運営する保育所サービスは許認可事業であるため、児童福祉法や施設利用者の個人情報保護に関する法令等の関連法令を遵守することは、事業を継続するために特に重要であると認識しております。当社グループでは、適宜改正される関連法令を適時に把握し、社内に周知できるように社内規程等をはじめとしたルール及び体制を整備し、社内研修等によりコンプライアンス遵守の組織文化の醸成を図ってまいります。

⑤ 設備投資資金の調達

当社グループでは、2021年7月期において14園を開園いたしました。今後も継続的な保育所の開設を計画していることから、保育所開設に係る設備資金を安定的に確保することが重要な課題であると認識しております。一方で、有利子負債比率の上昇は経営の健全性を阻害する可能性があるため、財務の健全性の向上を図るべく、金融機関からの借入、社債発行、株式発行等による複数の資金調達手段を組み合わせ、最適な財務政策を検討してまいります。

⑥ 不動産の確保

当社グループが認可保育所を開設するにあたっては、不動産所有者から保育所建設予定の土地や建物を賃借し、自治体より許認可を得ることとなりますが、自治体、利用者、当社グループのそれぞれのニーズを満たす最適な物件の情報を適時に取得するためには、不動産関連事業者等との関係構築が不可欠となります。当社グループ経営陣は不動産業界での豊富な経験とネットワークを有しておりますが、引き続きこれらのネットワークの拡充に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容

当社の主要な事業は、子ども・子育て支援事業であります。

(**6**) **企業集団の主要な拠点等** (2021年7月31日現在)

当 社	本社:東京都千代田区
株式会社さくらさくみらい	本社:東京都千代田区
株式会社さくらさくパワーズ	本社:東京都千代田区
株式会社みらいパレット	本社:東京都千代田区
株式会社VAMOS	本社:東京都武蔵野市

(**7**) **企業集団の従業員の状況** (2021年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数:1702名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	従業員の平均年齢	従業員の平均勤続年数
26名	41.2歳	3.6年

- (注) 1. 従業員数は、当社子会社との兼務者を含む就業人員であります。
 - 2. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。
 - 3. 当社は、2017年8月1日付で株式会社ブロッサム(現「株式会社さくらさくみらい」)の単独株式 移転により設立されたため、平均勤続年数の算定にあたっては、株式会社さくらさくみらい(旧「株 式会社ブロッサム」)における勤続年数を通算しております。

(8) **企業集団の主要な借入先の状況** (2021年7月31日現在)

	借入							借	入	残	高
株	式	会	社	横	浜	銀	行			1,927	7,551千円
株	式	会	社	1) -	そな	銀	行			386	5,495千円
株	式	会 社	き	5	ぼし	銀	行			279),950千円
株	式	会	社	新	生	銀	行			225	5,450千円
株	式	会 社	Ξ	井	住 友	銀	行			137	7,026千円

- (注) 1. 借入残高が100,000千円以上の金融機関を記載しております。
 - 2. 当社及び連結子会社は、設備資金及び運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うために取引銀行4行と総額900,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は500,000千円であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年7月31日現在)

① 発行可能株式総数

12,000,000株

② 発行済株式の総数

4,321,000株

③ 株主数

1,659名

④ 大株主 (上位10位)

栟	ŧ	主				名	持株数 (株)	持株比率(%)
株	式	会	社	だ	()	ぎ	669,000	15.48
株	式	会	社	Τ	K	S	669,000	15.48
西		尾		義		隆	455,000	10.52
中		Ш		隆		計	455,000	10.52
		中		順		也	189,000	4.37
株:	式会	社クリ	リエイ	·	パリ	ı —	162,000	3.74
森		\blacksquare		周		<u>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \</u>	123,000	2.84
村						良	71,500	1.65
株	式	会 社	S	В	l 証	券	70,661	1.63
原				幸	_	郎	65,000	1.50

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

			第 1 回 新 株 予 約 権				
発 行	決議	В	2017年10月16日				
新株	予約権の	数	15個				
	権の目的とな)種類と		普通株式 (注) 1 4,500株 (新株予約権1個につき 300株)				
新株予約	的権の払込金	額	新株予約権と引換えに払い込みは要 しない				
	権の行使に際し αる財産の価		新株予約権1個当たり 99,000円 (1株当たり 330円)				
権利	行 使 期	間	2019年10月17日から 2027年10月16日まで				
行 使	の 条	件	(注) 2				
	取 締 (社外取締役を除ぐ	役 <)	新株予約権の数0個目的となる株式数0株保有者数0名				
役 員 の 保有状況	社 外 取 締	役	新株予約権の数0個目的となる株式数0株保有者数0名				
	監查	役	新株予約権の数15個目的となる株式数4,500株保有者数1名				

- (注) 1. 2019年11月9日付株式分割 (1株につき300株の割合) による分割後の株式数に換算して記載して おります。
 - 2. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2021年7月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西尾	義 隆	株式会社さくらさくみらい 代表取締役社長 株式会社さくらさくパワーズ 代表取締役社長 株式会社みらいパレット 取締役
取締役副社長	Ф Ш	隆志	株式会社さくらさくみらい 取締役副社長 株式会社さくらさくパワーズ 取締役副社長 株式会社あかるいみらいアセット 取締役 株式会社みらいパレット 取締役
取締役専務	森田	周平	株式会社さくらさくみらい 取締役専務 株式会社さくらさくパワーズ 取締役専務
取締役	北村	聡 子	半蔵門総合法律事務所パートナー キャリアリンク株式会社 社外取締役 日本保険学会理事 最高裁判所司法研修所民事弁護教官
常勤監査役	野中	利 夫	株式会社さくらさくみらい 監査役 株式会社さくらさくパワーズ 監査役 株式会社みらいパレット 監査役
監 査 役	横田	絵美	株式会社さくらさくみらい 監査役 株式会社さくらさくパワーズ 監査役
監 査 役	金井	重高	株式会社日本クラウドキャピタル 監査役
監 査 役	宮崎	雅俊	Recovery International株式会社 監査役 蔵王産業株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 北村聡子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役 野中利夫氏、金井重高氏及び宮崎雅俊氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 監査役 横田絵美氏、金井重高氏及び宮崎雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役 北村聡子氏並びに監査役 野中利夫氏、金井重高氏及び宮崎雅俊氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬	等	Ø	総	額
取締役)	· 4名 (1名)				87,570 (2,250	
監 査 役 (うち社外監査役)	(3名)				17,250 (14,400	
合うち社外役員)	8名 (4名)				104,820 (16,650	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年10月31日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2018年10月31日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議 いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
 - 3. 当事業年度に係る報酬等は、月額報酬(固定)のみであります。

口. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等は、月額報酬(固定)のみで構成されております。監査役の報酬は監査役間の協議にて決定しております。また、取締役の報酬の決定方針は、取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりです。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等は、当該報酬の決定方針の内容と整合していると判断できることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ① 取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営状況、個々の役員の職責及び実績等を勘案し取締役会で決定する。
- ② 非金銭報酬等は採用せず、金銭報酬のみとする。
- ③ 業績連動報酬等は採用しない。
- ④ 月例固定報酬とする。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職等

×	区 分 氏 名					<u>.</u>	:	名	他の法人等との兼任状況及び当該他の法人等との関係
取		締		役	北	村	聡	子	半蔵門総合法律事務所パートナー キャリアリンク株式会社 社外取締役 日本保険学会理事 最高裁判所司法研修所民事弁護教官
常	勤	監	査	役	野	中	利	夫	該当なし
監		査		役	金	井	重	回	株式会社日本クラウドキャピタル 監査役
監		査		役	宮	崎	雅	俊	Recovery International株式会社 監査役 蔵王産業株式会社 監査役

(注) 当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

口. 社外役員の主な活動状況

区分	氏			名	活	動	状	況
取締役	北	村	聡	子	の企業法務に関す 経営の重要事項の	る幅広い知見から)全回に出席しました。 、その知識と経験に fの監督を行う等、 す。	こ基づき、当社の
監査役	野	ф	利	夫			なび監査役会の全回に その専門的見地からの	
監査役	金	井	重	七回	公認会計士として		なご監査役会の全回に 会配について、専門家 。	
監査役	宮	崎	雅	俊	公認会計士として		なご監査役会の全回に 会般について、専門記	

ハ. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役であるものを除く)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当社と取締役(業務執行取締役であるものを除く)及び監査役は、当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役であるものを除く)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は、会社役員等賠償責任保険普通保険の他、株主代表訴訟補償特約、会社補償支払特約等であります。なお、当該保険の保険料は全額を会社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、監査時間や報酬単価等の算出根拠を確認した結果、監査品質の維持向上のために相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務及びM&Aに係る財務調査業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会の会計監査人の選定方針は、職業的専門家としての高い知見を有し、独立性及び監査品質が確保されており、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、コスト面を含めて効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できることであります。

会計監査人を選任・解任するにあたっては、当社の監査役会規程の「会計監査人の選解任に 関する決定等」に基づき、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適 切であるかについて確認を行い、判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が 監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出 する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人東海会計社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に1回開催することとし、取締役間の情報 共有を図る。また、当社及び当社子会社の従業員により構成されるコンプライアンス委員会、 ハラスメント啓発委員会を毎月開催し、従業員への教育を行うことによりコンプライアンスの 強化を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報(株主総会議 事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等)を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室 が随時閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程に基づいて当社並びにグループ各社における業務を遂行するうえでのリスクを分析、識別、予見し、有事の際には代表取締役社長がリスク管理統括責任者となり、 リスク管理委員会を組織したうえで迅速に対応する体制を整備する。
- ロ.連絡会議や役員会等の会議体において重要事項を適時に共有し、リスクへの対応を迅速に 行う体制を構築する。
- ハ. 内部監査室の内部監査がリスクを早期に識別し、解消を図るための自浄作用の機能を果たす体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 組織規程、稟議規程、決裁権限規程、業務分掌規程等により取締役の権限と責任や重要会 議体への報告義務を負う範囲等を明確化し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう に職務を分掌する。
- 口. 重要事項については毎週開催される連絡会議及び役員会において事前に審議し、取締役会 における迅速かつ適正な意思決定を推進する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の経営等に係る重要事項については取締役会における報告、審議事項とし、同会に おける審議を通じて企業集団における業務の適正性を確保する体制とする。
 - 口. 子会社の役員へは必ず当社の役員または従業員が1名は兼任する体制とし、子会社の重要な情報について迅速に把握可能な体制を構築する。
 - ハ. 内部監査室は子会社の業務内容についてもその監査の範囲に含め、監査の結果を適時に代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 当社は、必要に応じて監査役と協議のうえで監査役の職務を補助すべき使用人を配置する ことが出来るものとする。
 - 口. 使用人を設置する場合には、同使用人の監査役補助業務については監査役の指揮命令系統下に入るものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
 - ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査役の同意を得ることとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、 監査役に速やかに報告することとする。
 - □. 常勤監査役は毎週開催される連絡会議及び役員会に出席し、また、月に1回開催される取締役会に出席することにより、取締役及び使用人が重要な事項を報告することが出来る体制を整備する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役社長と監査役は適宜意見交換を行う。
 - 口. 当社は、監査役が必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取 することが出来る体制を整備する。
 - ハ. 監査役の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査役の 職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じ ることとする。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況 当社及び当社グループ各社は、反社会的勢力排除に関する規程に基づき、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない方針とする。また、必要に応じて警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社代表取締役社長が委員長を選任し、当社及び子会社の従業員で構成されるコンプライアンス委員会及びハラスメント啓発委員会を定期的に開催し、従業員への教育を行うことによりコンプライアンスの強化を図りました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われるための取組みの状況

定期的な取締役会や、役員会等の開催に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、業務の効率的な執行を図るほか、取締役の職務執行状況を監督いたしました。また、当社及び子会社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図っております。

③ 子会社における業務の適正を確保する取組みの状況

子会社の経営等に係る重要事項については当社取締役会における報告、同会における審議を通じて企業集団における業務の適正性を確保する体制としております。また、子会社の役員は必ず当社の役員または従業員が1名は兼任する体制とし、子会社の重要な情報について迅速に把握可能な体制を構築しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、取締役会及び役員会等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、必要に応じて取締役、使用人にヒアリングを行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行いました。また、代表取締役との意見交換や、内部監査室との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務の遂行を図りました。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,448,104	流動負債	2,807,867
現 金 及 び 預 金	1,167,265	短期借入金	1,013,700
十 未 収 入 金	977,246	1年内返済予定の長期借入金	513,318
その他	303,592	未 払 金 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	582,742
固定資産	8,934,191	未払法人税等 賞与引当金	192,681 212,072
	7,589,590	貝サガヨ並	293,351
		固定負債	4,317,668
	6,910,200		1,641,151
機械装置及び運搬具	256,046	リース債務	200,504
リース資産	214,490		2,236,012
建設仮勘定	95,204	匿名組合出資預り金	240,000
その他	113,648	負 債 合 計	7,125,535
無形固定資産	429,593	(純 資 産 の 部)	
借地地権	263,956	株 主 資 本	4,237,182
o h	127,442	資 本 金	548,775
その他	38,193	資本剰余金	734,279
投資その他の資産	915,007	利益剰余金	2,954,126
長期貸付金	289,931	その他の包括利益累計額	△180
敷金及び保証金	554,305	為替換算調整勘定 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	△180
33. = 3. 0 111 = =	70,770	非 支 配 株 主 持 分 純 資 産 合 計	19,757
その 他 資産 合計	11,382,295	<u>純 資 産 合 計 </u> 負 債 純 資 産 合 計	4,256,759 11,382,295
	11,302,233	月月 供 代 月 任 日 引	11,304,433

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年8月1日から) 2021年7月31日まで)

科		金	額
- 売 上	高		10,004,688
売 上 原	価		8,413,555
売 上 総 利	益		1,591,132
販売費及び一般管理	費		1,126,242
営業利	益		464,890
営 業 外 収	益		
補助金	収 入	2,092,060	
そ の	他	24,471	2,116,531
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	40,562	
開業準	備費	839,176	
持分法による投	資 損 失	1,304	
そ の	他	58,560	939,604
経常利	益		1,641,816
特別 損	失		
固 定 資 産 除	却損	346	346
匿名組合損益分配前税金等調整	前当期純利益		1,641,470
匿名組合損益	分 配 額		1,301
税 金 等 調 整 前 当 期	純利益		1,640,168
	び事業税	217,450	
法 人 税 等 調	整額	466,949	684,399
当期純	利 益		955,768
非支配株主に帰属する当期純	負損失 (△)		△242
親会社株主に帰属する当	前期 純 利 益		956,011

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から) 2021年7月31日まで)

		株主	資 本		その他の包括	5利益累計額
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	為替換算調 整勘定	その他の包括利 益累計額合計
当連結会計年度期首残高	50,000	235,504	1,998,115	2,283,619	I	_
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	498,775	498,775		997,551		
親会社株主に帰属する当期純利益			956,011	956,011		
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					△180	△180
当連結会計年度変動額合計	498,775	498,775	956,011	1,953,562	△180	△180
当連結会計年度末残高	548,775	734,279	2,954,126	4,237,182	△180	△180

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	0	_	2,283,619
当連結会計年度変動額			
新 株 の 発 行			997,551
親会社株主に帰属する当期純利益			956,011
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△0	19,757	19,577
当連結会計年度変動額合計	△0	19,757	1,973,140
当連結会計年度末残高	_	19,757	4,256,759

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 4社

・連結子会社の名称 株式会社さくらさくみらい

株式会社さくらさくパワーズ

株式会社みらいパレット

株式会社VAMOS

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数

2社

・持分法適用の会社等の名称 株式会社あかるいみらいアセット

Hana TED.,JSC

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、 各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更 当連結会計年度に株式会社みらいパレットを新たに設立したため、連結

子会社に含めております。

当連結会計年度に株式会社VAMOSの株式を新たに取得したため、連

結子会社に含めております。

② 持分法適用の範囲の変更 該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社 V A M O S については、連結計算書類の作成にあたって、6月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年~47年 機械装置及び運搬具 6年~17年

工具、器具及び備品 4年~15年

- 口. 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結 会計年度負担額を計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

口、消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3.会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止と予防等については各自治体とも連携して対策とその実行に継続して取り組んでおり、当社グループの開園計画は概ね予定どおりに進捗しております。また、当社グループの売上高は、主に各認可保育所における在園児数等に応じた自治体からの補助金等で構成されているため、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は現時点においては軽微であると考えております。

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

						当連結会計年度
繰	延	税	金	資	産	29,289千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社 グループが用いている内部の情報に基づいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

						当連結会計年度
有	形	固	定	資	産	7,589,590千円
無	形	固	定	資	産	429,593千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として保育所等の施設ごとにグルーピングしております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、あるいは主要な資産の市場価格の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損の認識の判定を実施しております。減損の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フロー総額と各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較によって実施しております。減損の認識が必要な場合、減損の測定に当たっては加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を使用して求められた割引後将来キャッシュ・フロー合計額である使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額の切り下げを行っております。

将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づいて見積っております。当該見積りには、各園の園児数の推移などの仮定を用いております。当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には、損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

1.106.658千円

(2) 当座貸越契約

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	900,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 4.321.000株

- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等 該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

482,400株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

主に子ども・子育て支援事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

未収入金は、主に自治体に対する助成金収入の未収計上であり、リスクは限定的であります。長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

未払金及び未払法人税等は、短期的に決済されるものであります。また短期借入金は主に運転資金の資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。匿名組合出資預り金はクラウドファンディング事業において投資家が出資した金銭等であります。このうち未払金、未払法人税等、借入金及び匿名組合出資預り金については流動性リスクに晒されております。一部の借入金については変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、自治体以外の取引先に対する未収入金が発生した場合には、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

長期貸付金は、主に当社が関係会社に対し行っているものであり、当社の取締役が当該関係会社の取締役会にて定期的な業務遂行報告を受けております。

口. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

ハ. 市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

当社グループは、定期的に金利の動向を把握し、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,167,265千円	1,167,265千円	-千円
(2) 未 収 入 金	977,246	977,246	-
(3) 長期貸付金(※1)	289,931	306,638	16,706
資 産 計	2,434,443	2,451,150	16,706
(1) 短 期 借 入 金	1,013,700	1,013,700	_
(2) 未 払 金	582,742	582,742	-
(3) 未 払 法 人 税 等	192,681	192,681	-
(4) 長期借入金(※2)	2,154,470	2,149,537	△4,933
(5) リース債務 (※3)	244,737	234,569	△10,167
負 債 計	4,188,332	4,173,231	△15,100

- (※1) 長期貸付金は、1年以内に回収予定の金額を含めております。
- (※2) 長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。
- (※3) リース債務は、リース債務(流動負債)とリース債務(固定負債)の合計額であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元金及び利息の受取見込額を国債の利回り等の適切な利率で割引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区					分	連結貸借対照表計上額
敷≾	 及	Ω,	保	証	金	554,305千円
匿名	組合	出	資預	頁り	金	240,000千円

敷金及び保証金については、施設等の不動産賃貸契約に基づくものでありますが、市場価格がなく、かつ、使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難なため、時価開示の対象としておりません。

匿名組合出資預り金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,167,265	_	_	_
未収入金	977,246	_	_	_
長期貸付金(※1)	2,179	253,826	11,285	22,640
合計	2,146,691	253,826	11,285	22,640

(※1) 長期貸付金は、1年以内に回収予定の金額を含めております。

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,013,700	_	_	_	-	_
長期借入金(※1)	513,318	486,421	325,050	224,639	195,126	409,913
リース債務 (※2)	44,232	43,078	42,552	40,619	36,434	37,820
合計	1,571,251	529,500	367,603	265,259	231,560	447,733

- (※1) 長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。
- (※2) リース債務は、リース債務(流動負債)とリース債務(固定負債)の合計額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

985円13銭

(2) 1株当たり当期純利益

230円87銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年7月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	434,883	流動負債	376,709
現金及び預金	246,192	短期借入金 1年内返済予定の長期借入金	150,000 33,360
関係会社未収入金	78,908	1年內返済了定の関係会社長期借入金 1年內返済予定の関係会社長期借入金 1	24,636
前払費用	18,315	未払金	51,762
関係会社短期貸付金		未払費用	5,884
	89,660	未 払 法 人 税 等	91,304
その他	1,807	預 り 金	8,187
固定資産	1,596,088	賞 与 引 当 金	9,060
有 形 固 定 資 産	49,041	その他	2,515
		固定負債	116,176
建物	34,388	長期借入金	36,060
工具、器具及び備品	4,968	関係会社長期借入金	71,854
リース資産	9,683	リース債務	8,262
無形固定資産	1,863	負 債 合 計 (純 資 産 の 部)	492,886
ソフトウェア	1,863	株 主 資 本	1,538,086
		資 本 金	548,775
投資その他の資産	1,545,184	資本剰余金	734,279
関係会社株式	549,040	資本準備金	498,775
関係会社長期貸付金	883,389	その他資本剰余金	235,504
繰 延 税 金 資 産	11,283	利 益 剰 余 金	255,030
敷金及び保証金	92,476	その他利益剰余金	255,030
- X 型 X 0 M	8,993	紅 繰越利益剰余金 純 資 産 合 計	255,030 1,538,086
資産合計	2,030,972	一種	2,030,972
		7 K TO A L O O	2,000,072

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年8月1日から) (2021年7月31日まで)

	科				金	額
営	業	収	益			656,135
営	業	費	用			377,029
営	業	利	益			279,105
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	7,079	7,079
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	2,269	
	上場	関連	費	用	19,348	
	そ	\mathcal{O}		他	1,504	23,122
経	常	利	益			263,062
特	別	損	失			
	関係 会	会 社 株 式	計 評 価	損	3,224	3,224
税	引 前	当 期	純 利	益		259,837
法	人税、	住 民 税 及	び 事 業	税	89,425	
法	人	锐 等 ፤	整整	額	△7,404	82,020
当	期	純	利	益		177,817

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年8月 1日から) 2021年7月31日まで)

(単位:千円)

		株	主		資	本			
		資 本 剰 余 金		利益剰余金] 新株予約	純資産合	
	資本金	資本準備金	その他資金金	資本剰余金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利金金計	株主資本合計	権	######################################
当期首残高	50,000	_	235,504	235,504	77,213	77,213	362,717	0	362,717
当期変動額									
新株の発行	498,775	498,775		498,775			997,551		997,551
当期純利益					177,817	177,817	177,817		177,817
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								Δ0	Δ0
当期変動額合計	498,775	498,775	_	498,775	177,817	177,817	1,175,369	△0	1,175,369
当期末残高	548,775	498,775	235,504	734,279	255,030	255,030	1,538,086	_	1,538,086

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を含む)については定額法を採用しております。

建物

8年~34年

工具、器具及び備品 5年~15年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負

担すべき額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
 - ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から 適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

10,046千円

(2) 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	300,000千円
借入実行残高	-千円
	300.000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権11千円② 短期金銭債務1,312千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益655,856千円営業費用-千円営業取引以外の取引高97,337千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	2,772千円
資産除去債務	1,593千円
未払事業税	5,305千円
関係会社株式評価損	986千円
その他	625千円
繰延税金資産合計	11,283千円
繰延税金資産の純額	11,283千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種	類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
					経営指導料 の 受 取 (注) 1	642,434	関係会社 未収入金	69,333
				事務所共用 費 の 受 取 (注) 1	87,024	関係会社 未収入金	7,977	
		#式会社さくら 所有 さくみらい 直	所有 直接 100.0%	経営指導契約の 締結、設備の賃 借、役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	1,368,049	関係会社短 期貸付金	89,660
子	会 社				貸付金の回 収(注)2	400,000	関係会社長 期貸付金	878,389
J	子 会 社				利息の受取 (注) 2	7,067	-	-
					資金の借入 (注) 3	_	1年内返済 予定の関係 会社長期借 入金	24,636
					借入金の返 済(注)3	24,636	スェ 関係会社長 期借入金	71,854
					利息の支払 (注) 3	1,095	_	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料、事務所共用費については、契約に基づき合理的に決定しております。
 - 2. 株式会社さくらさくみらいへの資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
 - 3. 株式会社さくらさくみらいからの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
 - 4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書質

監査報告

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

355円96銭 42円94銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月15日

株式会社さくらさくプラス 取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 池 田 龍 矢 印 代表社員 公認会計士 油 公 善 目 印

代表 任 具 公認会計士 神 谷 善 昌 ⑪ 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さくらさくプラスの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さくらさくプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月15日

株式会社さくらさくプラス 取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 池 田 龍 矢 印 代表社員 公認会計士 池 田 龍 矢 印

代表社員 公認会計士 神谷善 昌田

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さくらさくプラスの2020年8月1日から2021年7月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月15日

株式会社さくらさくプラス監査役会

常勤監查役 野中利夫印

監 査 役横 田 絵 美印

社外監査役金 井 重 高 ⑩

社外監查役 宮 崎 雅 俊 印

株主総会参考書類

議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	s 氏 * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数		
1	西 尾 義 隆 (1973年10月28日) 代表取締役社長	2000年4月 株式会社アイディーユー入社 2009年8月 株式会社ブロッサム (現 株式会社さくらさくみらい) 設立 代表取締役就任 (現任) 2017年8月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2018年5月 株式会社さくらさくパワーズ設立 代表取締役就任 (現任) 2021年4月 株式会社みらいパレット設立 取締役就任 (現任)	455,000株		
【選任理由】 西尾義隆氏は、当社設立以来、豊富な経験と強いリーダーシップと決断力により、当経営の重要事項の決定及び業務執行の監督において十分な役割責任を果たしております き取締役候補者といたしました。					

候補者番号	s 氏 * 名 (生年月日)		、当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	できまったか。 さまで 中 山 隆 志 (1971年11月5日) 取締役副社長	2006年11月 2009年8月 2017年8月 2018年5月 2019年3月	株式会社アイディーユー入社 株式会社Gate keeper corporation 入社 株式会社ブロッサム (現 株式会社さく らさくみらい) 設立 取締役就任 (現任) 当社設立 取締役就任 (現任) 株式会社さくらさくパワーズ設立 取締役就任 (現任) 株式会社あかるいみらいアセット設立 取締役就任 (現任) 株式会社みらいパレット設立 取締役就任 (現任)	455,000株
			門の管掌役員として当社グループの経営管 で、引き続き取締役候補者といたしました。	
3	森 田 周 平 (1976年4月27日) 取締役専務	2009年4月2010年4月2017年8月	株式会社エヌ・エムプラン入社 株式会社クリエイトアップ設立 株式会社ブロッサム (現 株式会社さく らさくみらい) 取締役就任 (現任) 当社設立 取締役就任 (現任) 株式会社さくらさくパワーズ設立 取締役専務就任 (現任)	123,000株
			歴任し、当社グループの事業運営の中核を き取締役候補者といたしました。	担っており、重要

候補者番号	s 氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	** 対	1999年 4 月 弁護士登録 2012年 7 月 半蔵門総合法律事務所パートナー (現任) 2016年 4 月 明治安田生命保険相互会社総代候補者選 考委員会事務局長 (現任) 2017年 4 月 第一東京弁護士会 監事 2018年 4 月 日本保険学会理事 (現任) 2019年 4 月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 (現任) 2019年 7 月 当社社外取締役就任 (現任) 2021年 5 月 キャリアリンク株式会社 社外取締役就任 (現任)	_
		の資格を有しており、企業法務に関する知見が豊富であり	(に に に に に に に に に に に に に に に に に に に

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 北村聡子氏は、社外取締役候補者であります。

いたしました。

3. 北村聡子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年3か月となります。

していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただいておりますので、引き続き上記役割を発揮していただけることを期待して、社外取締役候補者と

- 4. 当社は、北村聡子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 5. 当社は、北村聡子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任 が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

X	Ŧ		

.....

株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階 日比谷三井カンファレンス ROOM1+2



(TEL) 03-5157-1201

交通のご案内

J_R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」 ………………………徒歩約5分

地下鉄

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結 東京メトロ有楽町線「有楽町駅」地下道経由……………徒歩約4分 東京メトロ丸ノ内線・銀座線「銀座駅」地下道経由…………徒歩約5分

